
京田辺市水安全計画

【概要版】

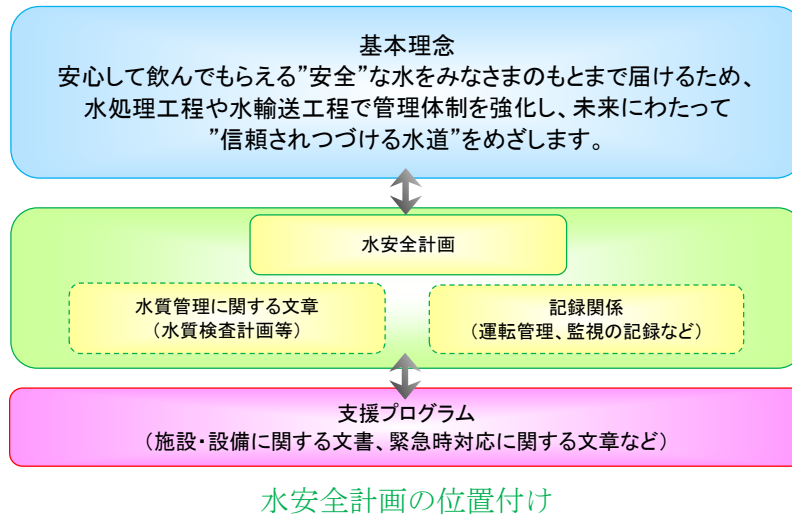
平成27年3月

京田辺市上下水道部

1. 水安全計画について

『京田辺市水安全計画』は、より一層安全で良質な水道水を定期的に供給することを目指して、水源から蛇口に至るまでの過程で想定されるすべての危害を分析し、その管理措置と対応方法をまとめた計画です。

水安全計画の位置づけは、基本理念のもとに、水安全計画（水質管理に関する文章及び記録関係）を位置づけ、さらに水安全計画のもとには支援プログラムを整備しました。



水安全計画の策定により得られる効果の例

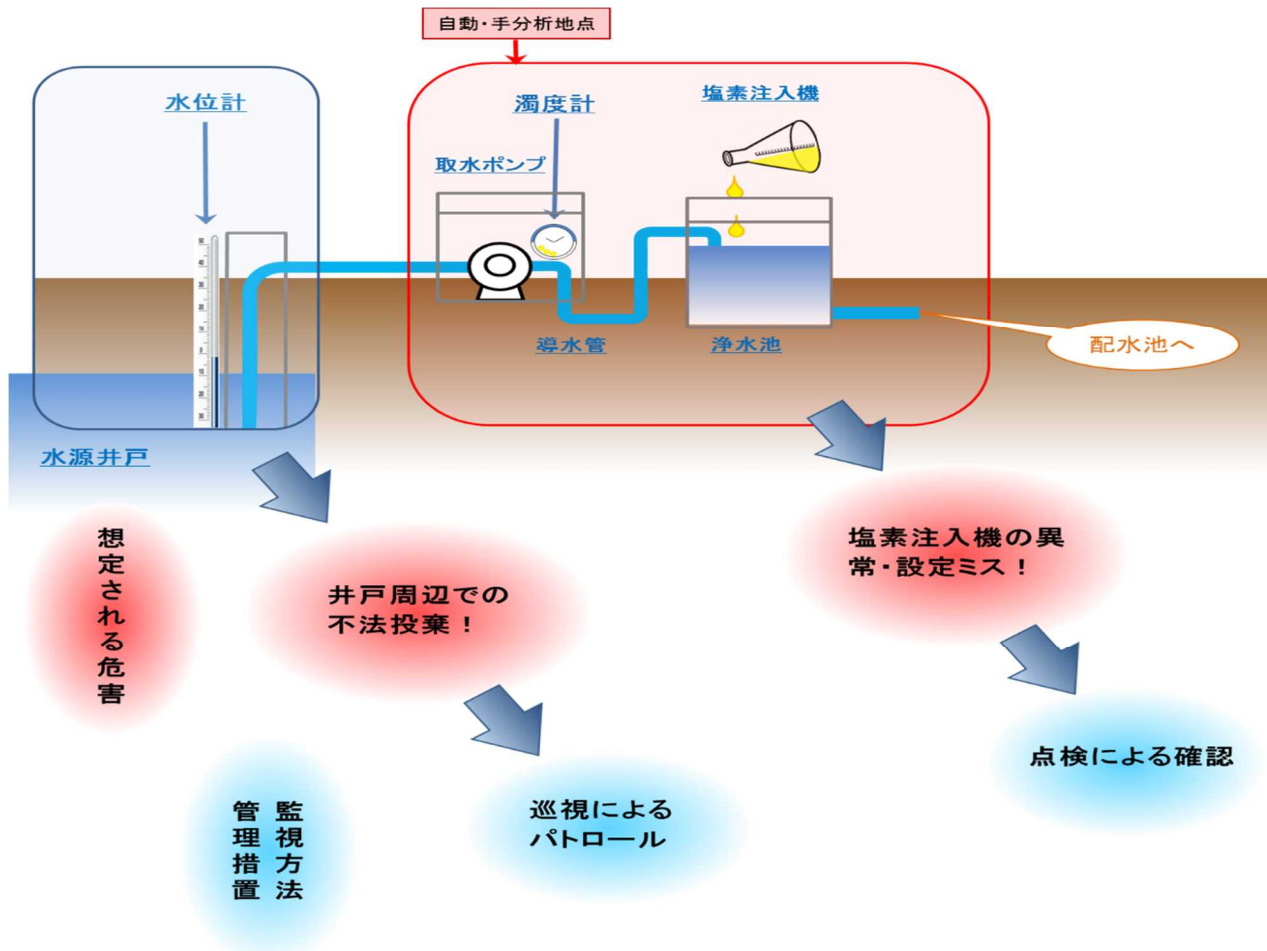
- ① 安全性の向上～水質の安全性がより一層高まります。
- ② 維持管理の向上・効率化～維持管理水準の向上や効率化を図ることができます。
- ③ 技術の継承～技術的な内容を文書化することで、高度な技術継承ができます。
- ④ 関係者の連携強化～マニュアル化し、関係部署との情報共有を図ります。

2. 危害分析

日常的な運転管理の経験を積み上げることで、水道水の安全性を脅かすような危害（顕在的または潜在的な各種の危害）が「どの場所で」発生する可能性があるかを抽出しました。

3. 管理措置の設定

「2. 危害分析」で抽出した危害の発生を未然に防止し、水道水への影響を軽減させるための『管理措置^{※1}と監視方法^{※2}』を洗い出し、管理目標値を設定しました。その例は図に示すように、水源から給水栓に至るまでの水道システムの全体を対象としました。



※1：管理措置

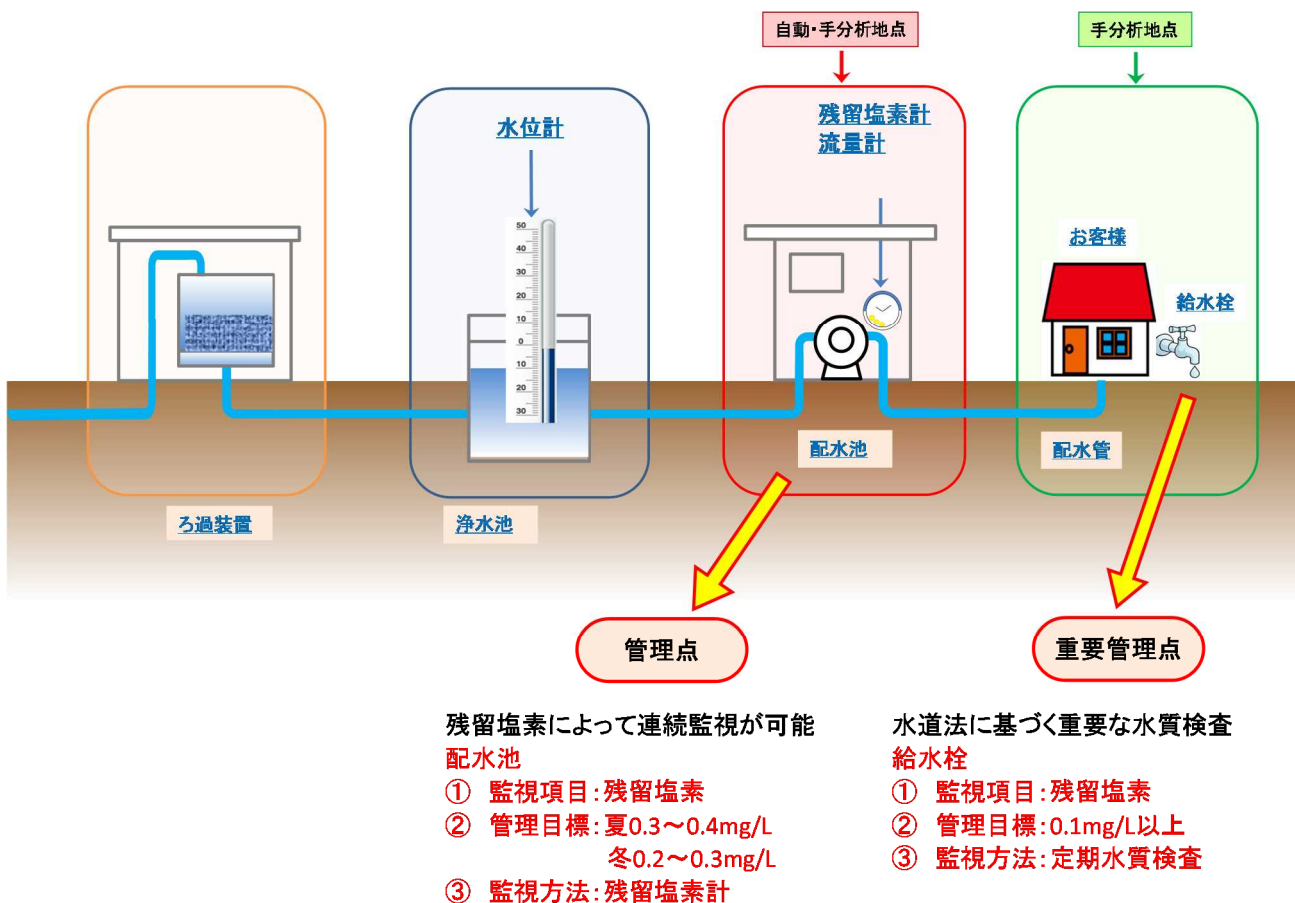
危害原因事象による危害の発生を防止する、またはそのリスク軽減することを目的とした管理手段を意味します。例えば、配水池での追加塩素注入などが含まれます。

※2：監視方法

管理措置が機能していることを確認するために行うもので、管理措置に応じてさまざまな監視方法があります。例えば、配水池での追加塩素注入など「処理」に分類される管理措置では、水質計器などを用いた測定や手分析などが行われています。

管理目標の設定（例：残留塩素^{※1}）は下の図に示すように、配水池と給水栓の箇所で監視項目・管理目標・監視方法を設定しました。

また、危害を防止するための管理点を、配水池と給水栓に特定しました。



※1: 残留塩素濃度

水道法で0.1mg/L以上、水質管理目標設定項目^{※2}で1mg/L以下と設定されています。

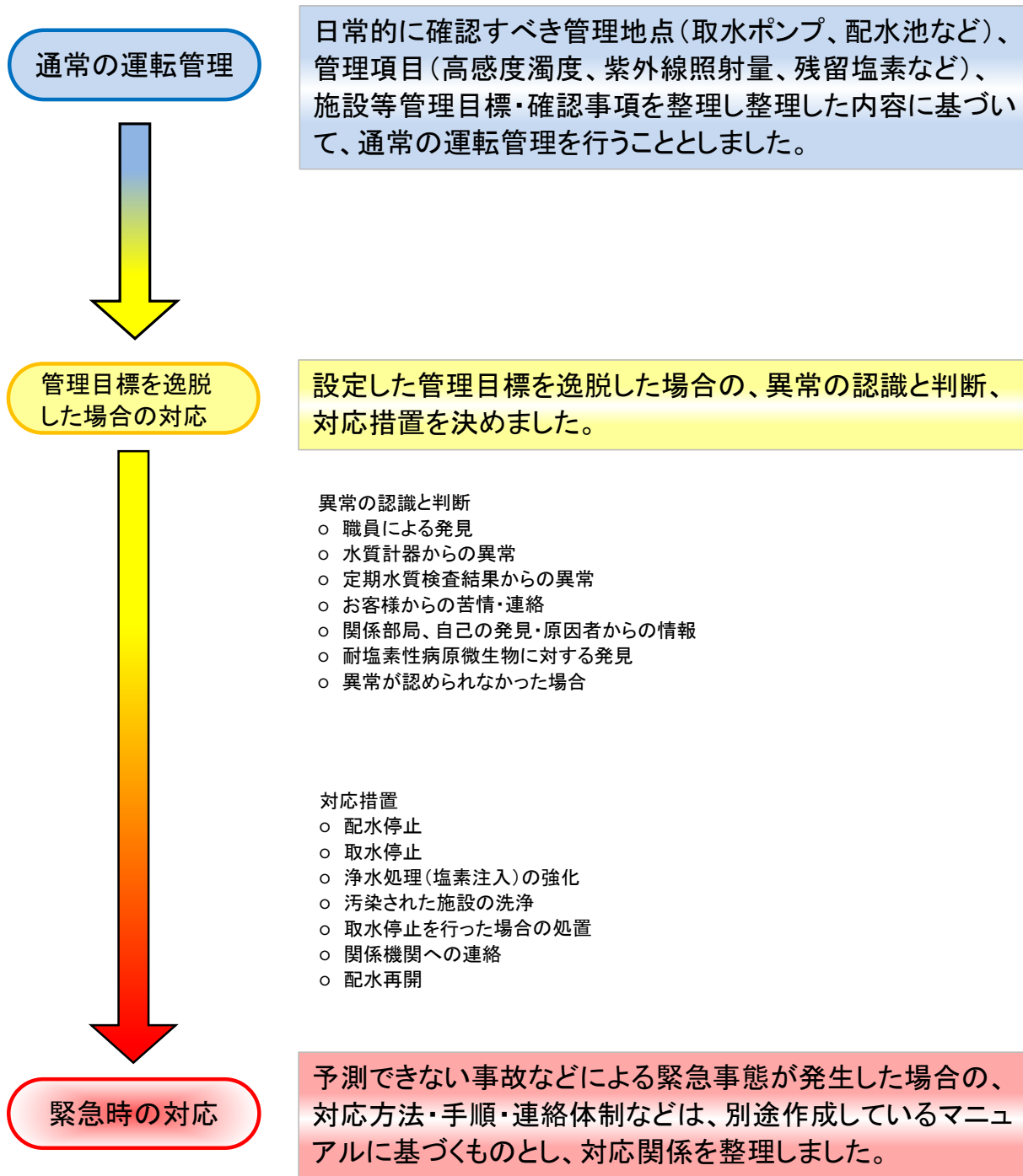
※2: 水質管理目標設定項目

水質基準とするべき状況ではありませんが、将来にわたり水道水の安全を確保するため、水道事業者において、水質基準に準じて、その検出状況を把握すべきものとして設定したものです。

管理目標値の設定（例：残留塩素）

4. 対応方法の設定

管理目標値を逸脱した場合や、予測できない事故による緊急事態などに備えた対応方法（通常の運転管理内容、管理目標を逸脱した場合の対応、緊急時の対応方法）の設定を行いました。



対応方法の設定

5. PDCA

水道システムが水安全計画に沿って運用されているか PDCA に基づいて確認することにより、計画の継続的な見直しを行うとともに、必要に応じて改善を図ることで、水道水の信頼性の向上に努めていきます。

